

議案第13号

佐倉市スマートオフィスプレイスの設置及び管理に関する条例の制定に  
ついて

佐倉市スマートオフィスプレイスの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月26日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市スマートオフィスプレイスの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、佐倉市スマートオフィスプレイス（以下「スマートオフィスプレイス」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、情報通信技術を活用した多様な働き方を推進するとともに、新事業の創出並びに起業者の育成及び支援を促進し、もって市民生活における仕事と生活の調和、新たな雇用の創出等に資するため、スマートオフィスプレイスを設置する。

(名称及び位置)

第3条 スマートオフィスプレイスの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐倉市スマートオフィスプレイス	佐倉市ユーカリが丘四丁目1番1号

(業務)

第4条 スマートオフィスプレイスの業務は、次のとおりとする。

- (1) 情報通信技術を活用した多様な働き方を推進するための施設の提供に関すること。
- (2) 新事業の創出並びに起業者の育成及び支援を促進するための施設の提供に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、スマートオフィスプレイスの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にスマートオフィスプレイスの管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）スマートオフィスプレイスの施設及び設備の維持管理に関すること。
- （2）スマートオフィスプレイスの施設及び設備の使用の許可に関すること。
- （3）第4条第1号及び第2号に掲げる事業の実施に関すること。
- （4）その他市長が必要と認める業務

（開所時間）

第7条 スマートオフィスプレイスの開所時間は、午前8時30分から午後8時30分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、その時間を変更することができる。

（休所日）

第8条 スマートオフィスプレイスの休所日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

（使用の許可）

第9条 スマートオフィスプレイスの施設又は設備を使用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、スマートオフィスプレイスの管理上必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
  - (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
  - (3) スマートオフィスプレイスの管理上支障があると認められるとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が使用を不相当と認めたとき。
- (使用の許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用を制限し、又は使用を停止させることができる。

- (1) 前条第3項各号のいずれかに該当したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により使用の許可を受けた事実が明らかであると認められるとき。
- (4) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

2 指定管理者は、スマートオフィスプレイスの管理運営上やむを得ない事情が生じた場合は、使用の許可を取り消し、使用を制限し、又は使用を停止させることができる。

3 第1項の規定により使用の許可を取り消し、使用を制限し、又は使用を停止させた場合において、前条第1項の規定により許可を受けたもの（以下「使用者」という。）に損害が生じても、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(特別の設備の設置の許可)

第11条 スマートオフィスプレイスに特別の設備を設置しようとする使用者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 第9条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(利用料金)

第12条 使用者は、指定管理者に対し、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の還付)

第14条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第16条 使用者は、スマートオフィスプレイスの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、スマートオフィスプレイスの管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規

定は平成32年4月1日から、附則第4項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成32年3月31日までの間は、第5条から第8条まで及び第12条第2項の規定は適用せず、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条	指定管理者	市長
第10条第1項 及び第2項	指定管理者	市長
第10条第3項	市及び指定管理者	市
第11条第1項	指定管理者	市長
第12条	(利用料金)	(使用料)
	指定管理者に対し、その使用に係る料金(以下「利用料金」という。)	別表に定める使用料
第13条	利用料金の減免	使用料の減免
	指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金	市長は、特別の理由があるときは、使用料
第14条	利用料金	使用料
	指定管理者は、市長が別に定める基準に従い	市長は、特別の理由があると認めるときは
別表	利用料金の上限額	使用料
	、利用料金	、使用料
	利用料金は	使用料は

3 平成32年4月1日前にこの条例の規定により市長がした許可その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為（同日以後の使用に係るものに限る。）は、この条例の相当規定によって指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

4 スマートオフィスプレイスの使用の申請及び許可その他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第12条関係）

区分	単位	利用料金の上限額	
		一般	初回
コワーキングスペース（シェア工房を含む。以下同じ。）	1月につき	8,800円（午後5時30分以後のみの使用である場合は、5,500円）	13,800円（午後5時30分以後のみの使用である場合は、10,500円）
	2時間以内	600円	
	2時間超	600円に、2時間を超える時間1時間までごとに300円を加算した額（その額が1,500円を超える場合は、1,500円）	
シェアオフィス1	1月につき	145,000円	150,000円
シェアオフィス2	1月につき	95,000円	100,000円
シェアオフィス3	1月につき	50,000円	55,000円
シェアオフィス4	1月につき	35,000円	40,000円
シェアオフィス5	1月につき	35,000円	40,000円
シェアオフィス6	1月につき	35,000円	40,000円

会議室		1時間までごとに 500円	
-----	--	------------------	--

備考

- 1 月の単位は、月の初日から末日までの期間とする。ただし、その使用の開始又は使用の終了が月の途中となる場合においても、利用料金の日割計算は、行わない。
- 2 月を単位とするコワーキングスペースの使用（備考4に係るものを除く。以下「月単位使用」という。）に関しては、一の使用月ごとに、その月前の規則で定める期間内において月単位使用がないこととなるものについては初回の区分を、これ以外のものについては一般の区分を適用する。
- 3 シェアオフィスの使用に関しては、一の使用月ごとに、その前月にシェアオフィスの使用がないこととなるものについては初回の区分を、これ以外のものについては一般の区分を適用する。
- 4 シェアオフィスを使用するものについては、コワーキングスペースの利用料金は、徴収しない。